特別養護老人ホーム山科すみれ園

身体拘束等の適正化のための指針

**１．身体拘束廃止に関する基本的な考え方**

身体拘束は入居者の生活の自由を制限するものであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものである。入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（１）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と表記）を禁止とする。ただし、本人及び他者の生命や身体に危険が及ぶ危険性が極めて高いと判断される場合は、以下に表記する３要件に鑑みて、その全てに該当する場合は身体拘束等の検討及び実施を、組織的かつ慎重に行う。

1. **切迫性：**入居者本人または他者の生命・身体・権利が著しく危険な状態、または危険にさらされる可

能性が極めて高い状況であること。

1. **非代替性：**身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
2. **一時性：**身体拘束等が一時的であること。

（２）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③入居者の思いを汲み取る。入居者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的精神的自由を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先した場合は、身体拘束等適正化委員会にて検証する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないかを常に振り返りながら、入居者に主体的な生活をして頂けるよう努める。

（３）情報公開

本指針は公表し、入居者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

**２．身体拘束等廃止に向けた体制**

（１）身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

**【委員会の設置目的】**

・事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

・身体拘束等を実施した場合の解除の検討

・身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

**【委員会の構成】**

・委員会の委員は、施設長・入所部長の他、各課長・フロア長等より選出して構成し、必要に応じてその他職員を参加させることが出来るものとする。なお外部の有識者を加えることも可とする。

（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人、または他者の生命や身体を守るために、やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

**【利用前】**

・事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。

・身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画（ケアプラン）等に記載し、入居者及びご家族に対し説明を行い、**「身体拘束・行動制限に関する説明書」**を以って同意を得る。

**【利用中】**

・利用中の経過から、緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、臨時の身体拘束等適正化委員会を招集・開催し、３要件に当てはまるかどうかを協議検討し、議事録に残すこと。

**【身体拘束等の継続と解除】**

・身体拘束等を行っている間は経過観察を行い、身体拘束等を行っている期間中は**「身体拘束経過記録」**に記録する。

・身体拘束等適正化委員会では、**「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」**を用いて、身体拘束が必要な状況の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するとともに、身体拘束解除の可能性について適宜検討を行い、可能な限り拘束期間を最短に留められる様に努める。

・身体拘束等解除を決定した場合は即日に家族に連絡を行い、解除について説明し同意を得る。

**【緊急時】**

・身体拘束等を行う場合は、可能な限り身体拘束等適正化委員会での合議承認を原則とするが、即座に判断しないと本人及び他者の生命の危機につながると現場にて判断された場合は、フロア長、介護課長、入所部長、施設長のいずれかの承諾を得ることとし、身体拘束等を判断した理由及び承認者とのやりとりを記録に残す。その後は早急に臨時の身体拘束等適正化委員会を開催し、継続または解除について検討する。なお家族への説明は翌日までに行い、事後承認を取る。

**３．身体拘束等廃止に向けた各職種の役割**

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種連携を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

**【施設長】**

※身体拘束等廃止・適正化の検討に係る全体責任

**【副施設長】**

※身体拘束等適正化委員会の統括管理

※支援現場における諸問題の統括管理

※身体拘束等廃止に向けた職員教育の統括管理

※家族への説明や対応の統括管理

**【介護課長】**

※支援現場における諸問題の管理・支援

※身体拘束等廃止に向けた職員教育の支援・管理

※家族への説明や対応（入所部長と連携しながら）

※施設ケアマネージャーとの連絡調整、及び本人の意向に沿った支援の検討

※施設のハード面、ソフト面の見直しや改善

※記録の整備や管理

**【フロアリーダー】**

※支援現場における身体拘束等の対応管理と上長等への報告相談対応

※記録の整備

**【ユニットリーダー及び介護士、従業員】**

※拘束がもたらす弊害を正確に認識する

※入居者の尊厳を理解する

※入居者の疾病、障害等による行動特性を理解し、個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める

※入居者とのコミュニケーションを十分に取る

※記録は正確かつ丁寧に記載する

**４．身体拘束等廃止・適正化のための職員教育及び研修**

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を次のように実施する。

・年間研修計画に基づく定期的な教育・年１回以上の研修の実施

・新規採用者は新任研修時に身体拘束等廃止・適正化研修を実施

・その他必要な教育・研修の実施

・上記教育・研修の実施内容については記録を残す

（付則）

令和６年３月１日より施行します。